

2025年8月28日

各 位

会 社 名 株式会社オーバーラップホールディングス
代表者名 代表取締役社長 永田 勝治
(コード番号：414A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役管理部長 岸川 雄吾
(TEL 03-4213-2770)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025年8月28日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|----------------|---|------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 8,000,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | WALKERS CORPORATE LIMITED, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands | |
| | NIC Fund II Cayman, LP | 2,315,900株 |
| | WALKERS CORPORATE LIMITED, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands | |
| | Cerasus Fund II Cayman, LP | 1,949,100株 |
| | WALKERS CORPORATE LIMITED, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands | |
| | Wisteria Fund II Cayman, LP | 1,885,300株 |
| | WALKERS CORPORATE LIMITED, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands | |
| | Camellia Fund II Cayman, LP | 1,776,500株 |
| | 東京都千代田区大手町一丁目6番1号
Musa IE 有限責任事業組合 | 73,200株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定(今後開催する取締役会において承認される仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年9月25日(木曜日)(以下、「売出価格決定日」という。)に引受価額(売出人が引受人より1株あたりの買取金額として受け取る金額)と同時に決定される予定であり、その承認は当社代表取締役社長に一任する。) | |
| (4) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、株式会社SBI証券、大和証券株式会社、野村証券株式会社、マネックス証券株式会社及び楽天証券証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

なお、本売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額(引受人より売出人に支払われる金額)との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 2025年9月26日(金曜日)から
2025年10月1日(水曜日)まで
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 株式受渡期日 2025年10月3日(金曜日)
- (9) 売出株式の払込金額及びその他本株式売出しに関して取締役会の承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,200,000株(上限)
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定される。)
- (2) 売出人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社
- (3) 売出方法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売出価格 未定(上記1.における売出価格と同一となる。)
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の引受人の買取引受による売出しが中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. 当社指定販売先への売付け(親引け)について

上記1.の引受人の買取引受による株式売出しにおいて、当社が指定する販売先(親引け先)への販売を引受人に要請する予定であります。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む)です。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
株式会社小学館	（取得金額 920 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。）	良好な取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社ポケモン	（取得金額 920 百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。）	良好な取引関係を今後も維持・発展させていくため

日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社（以下、「共同主幹事会社」という。）は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

- (1) 売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 8,000,000 株
- ② オーバーアロットメントによる売出し(※)
当社普通株式 上限1,200,000株
- (2) 需 要 の 申 告 期 間 2025年9月17日(水曜日)から
2025年9月24日(水曜日)まで
- (3) 売 出 価 格 決 定 日 2025年9月25日(木曜日)
(売出価格は、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 申 込 期 間 2025年9月26日(金曜日)から
2025年10月1日(水曜日)まで
- (5) 株 式 受 渡 期 日 2025年10月3日(金曜日)

(注) 上記(1)①に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部は引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が1,200,000株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主であるNIC Fund II Cayman, LP、Cerasus Fund II Cayman, LP、Wisteria Fund II Cayman, LP、Camellia Fund II Cayman, LP及びMusa IE 有限責任事業組合(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、1,200,000株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2025年10月31日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、2025年10月3日(上場日)から2025年10月31日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としており、配当性向 35%以上を目安として配当を実施する方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては当社の企業価値を持続的に向上させるべく活用してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、各事業年度の財政状態、中長期的な成長投資、資本効率や経営成績等を勘案しながら、株主への利益還元を継続的かつ安定的に実施してまいりたいと考えております。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期
1株当たり当期純損失金額	△242.18円	△0.29円	△1.28円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	19,318円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	－%	－%	－%
純資産配当率	－%	－%	31.0%

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1株当たり当期純損失金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

3. 2022年8月期及び2023年8月期の実績配当性向については当期純損失であるため、2024年8月期の実績配当性向についてはその他資本剰余金を配当原資としているため記載しておりません。

4. 自己資本当期純利益率については、当期純損失であるため記載をしております。

5. 純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。

6. 当社は、2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、2023年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失金額を算定しております。

7. 当社は、2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2022年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2022年8月期(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、三優監査法人の監査を受けておりません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期
1株当たり当期純損失金額	△1.21円	△0.29円	△1.28円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	96.59円 (－円)

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である NIC Fund II Cayman, LP、Cerasus Fund II Cayman, LP、Wisteria Fund II Cayman, LP、Camellia Fund II Cayman, LP 及び Musa IE 有限責任事業組合並びに当社株主(新株予約権の保有者を含む。)である株式会社小学館、株式会社ポケモン、KKN 合同会社、永田勝治、OSK 合同会社、岩崎篤史、原田直樹、岸川雄吾、白井勝也、高橋もと子、長峯久子及びその他 52 名(当社従業員等)は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 180 日目の 2026 年 3 月 31 日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得することは除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

4. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「2. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。